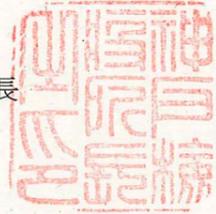


公募公告

神戸検疫所庁舎内において、有償による使用許可を受け、飲料自動販売機の設置運営を希望する事業者の募集について、次のとおり公告する。

令和2年12月21日

神戸検疫所長



記

1. 公募件名

神戸検疫所庁舎内における飲料自動販売機1台の設置運営業務

2. 使用許可期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

ただし、必要に応じて一度に限り更新(5年以内)することができる。

3. 公募参加資格

- (1) 優良な商品又はサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の申立てをしていないこと。かつ、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 事業者及び事業者の役員が直近5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (6) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合には、許認可等の免許を有していること。
- (13) 国税及び地方税を完納していること。
- (14) 下記5の公募説明書の交付を受けた者であること。

4. 公募申込み

公募に参加を希望する者は、下記5の公募説明書交付場所に来庁し、説明書の交付を受けること。

5. 公募説明書の交付

交付期間

令和2年12月21日(月)～令和3年1月28日(木) 平日 8:30～17:15

6. 交付場所・連絡先

〒652-0866 神戸市兵庫区遠矢浜町1番1号

神戸検疫所総務課経理係

電話:078-672-9652

7. 企画提案書等の提出等

令和3年1月29日(金)17:00までに上記6の説明書交付場所に提出すること。ただし、郵送の場合には提出期限までに必着で提出すること。

なお、本公告に示した公募参加資格の無い者の企画提案書等は無効とする。